

【別紙1】

2024年6月1日改訂

その他、介護保険法令に定める加算・減算項目は以下の通りとなります。

| 提供サービス                                  | 介護給付費に係る項目 |                                    | 該当状況 |
|---|------------|------------------------------------|------|
| 介護予防認知症対応型共同生活介護                        | 申請不要項目     | 初期加算 ⇒30単位加算/日(入院1ヶ月以上を含む)         | 有    |
|   |            | 退居時相談援助加算 ⇒400単位加算(1回を限度)          | 有    |
|   |            | 退去時情報提供加算 ⇒250単位/回                 | 有    |
|   |            | 新興感染症等施設療養費 ⇒240単位/日               | 無    |
|   |            | 栄養管理体制加算 ⇒30単位加算/月                 | 無    |
|   |            | 口腔衛生管理体制加算 ⇒30単位加算/月               | 有    |
|   |            | 口腔・栄養スクリーニング加算 ⇒20単位加算(6ヶ月に1回)     | 有    |
|   |            | 生活機能向上連携加算 ⇒加算Ⅰ 100単位加算(月1回)       | 無    |
|   | 事前申請項目     | 夜間勤務条件基準 ⇒基準型 減算なし                 | 基準型  |
|   |            | 職員の欠員による減算の状況                      | 無    |
|   |            | 身体拘束廃止未実施減算 ⇒所定単位数の1.0%減算          | 基準型  |
|   |            | 高齢者虐待防止措置未実施の有無 ⇒所定単位数の1.0%減算      | 基準型  |
|   |            | 業務継続計画策定の有無 ⇒所定単位数の3.0%減算          | 基準型  |
|   |            | 3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合 ⇒50単位/日減算 | 無    |
|   |            | 夜間支援体制加算 ⇒加算Ⅰ 50単位/日               | 無    |
|   |            | 若年性認知症利用者受入加算 ⇒120単位加算/日           | 無    |
|   |            | 利用者の入院期間中の体制 ⇒246単位加算/日(月6日限度)     | 有    |
|   |            | 認知症専門ケア加算 ⇒加算(Ⅱ) 4単位加算/日           | 無    |
|   |            | 認知症チームケア推進加算 ⇒加算Ⅱ 120単位/月          | 無    |
|   |            | 科学的介護推進体制加算 ⇒40単位加算/月              | 有    |
| 高齢者施設等感染対策向上加算 ⇒加算Ⅱ 5単位/月               | 無          |                                    |      |
| 生産性向上推進体制加算 ⇒加算Ⅱ 10単位/月                 | 無          |                                    |      |
| サービス提供体制強化加算 ⇒加算(Ⅲ)…6単位/1日              | 有          |                                    |      |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ⇒所定単位数に加算率(17.8%)を乗じた単位数 | 有          |                                    |      |

所定単位数と介護職員等処遇改善加算の総単位数に、地域単価を乗じた金額をもとに自己負担額を計算しま

【補足説明】

○申請不要項目とは

サービスを行った実績により、該当する項目がある場合、介護報酬として加・減算請求される項目です。

表示は現時点での加算該当状況となります。

「該当無」で記載されておりましたが、お客様のご利用状況、事業所の運営体制によって請求が生じる場合がございます。

○事前申請項目とは

サービス開始前に管轄保険者(県、市町村)に申請し、サービス単位に加・減算される項目です。尚、該当項目に変更が生じた場合には、本表を変更し再度ご通知致します。